



目 次

| 告 示 | ペー ジ |
|---------------------------------|------|
| ○高知県保健医療計画の変更 (医療政策課) | 1 |
| ◎高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定 (文化国際課) | 1 |
| ◎高知県立美術館の指定管理者の指定 (") | 1 |
| ◎高知県立文学館の指定管理者の指定 (") | 1 |
| ◎高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定 (歴史文化財課) | 1 |
| ◎高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定 (") | 1 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課) | 1 |
| ◎田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定 (漁港漁場課) | 2 |
| ○高知県建設工事指名停止措置要綱の一部改正 (土木政策課) | 2 |
| ○基本測量の実施の通知 (用地対策課) | 2 |
| ○公共測量の実施の通知 (2件) (") | 2 |
| ○公共測量の終了の通知 (4件) (") | 3 |
| ○国土調査の成果の認証 (") | 3 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課) | 3 |
| ○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計管理課) | 3 |
| その他 | |
| ○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課) | 3 |
| ○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行 (") | 4 |

告 示

高知県告示第226号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、平成30年3月高知県告示第309号（高知県保健医療計画の変更）で告示した第7期高知県保健医療計画を変更し、第8期高知県保健医療計画を定めたので、同法第30条の4第18項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、第8期高知県保健医療計画の全文を高知県健康政策部医療政策課及び県内の各福祉保健所に備えて置いて一般の縦覧に供するとともに、高知県健康政策部医療政策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/>）で公示する。）

高知県告示第227号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立県民文化ホール
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町三丁目3番39号
高知県立県民文化ホール共同企業体
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

高知県告示第228号

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立美術館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

高知県告示第229号

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立文学館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2

公益財団法人高知県文化財団

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

高知県告示第230号

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立歴史民俗資料館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

高知県告示第231号

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立坂本龍馬記念館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

高知県告示第232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和5年11月高知県告示第757号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317-1ほか
- 3 意見の概要

意見なし
高知県告示第233号
 高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第32条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第36条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
田ノ浦漁港製氷貯水施設
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2
すくも湾漁業協同組合
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

高知県告示第234号
 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）の一部を次のように改正する。
 令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

題名を次のように改める。

高知県建設工事等指名停止措置要綱

本則に次の1条を加える。

（測量、建設コンサルタント等業務の入札参加者の指名停止への準用）

第9条 この要綱の規定は、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加者の指名停止について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|----------|-----------|-----------------|
| 第1条第1項 | 建設工事 | 測量、建設コンサルタント等業務 |
| 第7条 | 工事 | 業務 |
| 別表第1の(1) | 県発注工事 | 県発注業務 |
| | 工事を | 業務を |
| | 工事の | 業務の |
| 別表第1の(2) | 粗雑工事 | 粗雑業務 |
| | 県発注工事の施工 | 県発注業務の履行 |

| | | |
|---------------|------------|------------|
| | 工事を | 業務を |
| | 工事目的物 | 業務の成果物 |
| 別表第1の(3) | 工事で県発注工事以外 | 業務で県発注業務以外 |
| | 一般工事 | 一般業務 |
| | 施工 | 履行 |
| | 工事を | 業務を |
| 別表第1の(4) | 県発注工事の施工 | 県発注業務の履行 |
| | 、工事 | 、業務 |
| 別表第1の(5) | 県発注工事の施工 | 県発注業務の履行 |
| 別表第1の(6) | 一般工事の施工 | 一般業務の履行 |
| 別表第1の(7) | 工事関係者事故 | 業務関係者事故 |
| | 県発注工事の施工 | 県発注業務の履行 |
| | 工事関係者に | 業務関係者に |
| 別表第1の(8) | 一般工事の施工 | 一般業務の履行 |
| | 工事関係者 | 業務関係者 |
| 別表第2の(1)のイ | 常時工事 | 常時業務 |
| 別表第2の(4) | 県発注工事 | 県発注業務 |
| | 工事の | 業務の |
| 別表第2の(5)及び(6) | 工事 | 業務 |
| 別表第2の(7)及び(8) | 県発注工事 | 県発注業務 |

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 別表第2の(9)及び(10) | 工事 | 業務 |
| 別表第2の(17)及び(18) | 県発注工事 | 県発注業務 |
| 別表第2の(21)及び(23) | 工事 | 業務 |

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

高知県告示第235号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和6年3月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域
高知県全域

高知県告示第236号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年3月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和6年2月15日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
四万十市右山地内

高知県告示第237号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年3月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）

- 2 作業期間
令和6年2月22日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
四万十市右山地内

高知県告示第238号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和5年7月高知県告示第532号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月5日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第239号

高知県農業振興部農業基盤課長から令和5年8月高知県告示第563号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第240号

高知県農業振興部農業基盤課長から令和5年10月高知県告示第672号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第241号

高知県農業振興部農業基盤課長から令和5年12月高知県告示第772号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第242号

高知市屋頭外地区、南国市上末松地区、土佐清水市上野及び下益野の各一部地区、安芸郡芸西村和食甲、和食乙及び久重の各一部地区、高岡郡越知町横島中及び桐見川の各一部地区並びに高岡郡四万十町中神ノ川、口神ノ川及び興津の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 高知市
 - (2) 南国市
 - (3) 土佐清水市
 - (4) 芸西村
 - (5) 越知町
 - (6) 四万十町
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 高知市屋頭外
令和3年度及び令和4年度
 - (2) 南国市上末松
令和3年度及び令和4年度
 - (3) 土佐清水市上野及び下益野の各一部
令和3年度及び令和4年度
 - (4) 安芸郡芸西村和食甲、和食乙及び久重の各一部
令和3年度及び令和4年度
 - (5) 高岡郡越知町横島中及び桐見川の各一部
令和2年度及び令和3年度
 - (6) 高岡郡四万十町中神ノ川、口神ノ川及び興津の各一部
令和3年度及び令和4年度
- 3 成果の名称
 - (1) 高知市地籍図及び地籍簿
 - (2) 南国市地籍図及び地籍簿
 - (3) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
 - (4) 芸西村地籍図及び地籍簿
 - (5) 越知町地籍図及び地籍簿
 - (6) 四万十町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
令和6年3月29日

高知県告示第243号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

| 地名 | 地番 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------------------|--------|--------------|--------------|----|
| 土佐市蓮池 字神母 | 1515番4 | 4.90 | 28.65 | |
| 香南市野市 町中ノ村字 池淵 | 1323番4 | 6.00 | 104.69 | |
| | | 5.30 | 32.57 | |

高知県告示第244号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
香川県高松市磨屋町2番地8
株式会社クリアナブキ
代表取締役 楠戸 三則
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
県庁パスポート窓口
- 3 指定年月日
令和6年3月14日

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条例第2条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月29日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

| 団地名 | 位置 |
|-----|----------|
| 鏡水 | 高知市上町四丁目 |
| 大津 | 高知市大津 |
| 若草町 | 高知市若草町 |
| 若草南 | 高知市若草南町 |

| | |
|--------|--------------|
| 介良 | 高知市介良 |
| 船岡 | 高知市神田 |
| 小高坂三の丸 | 高知市平和町 |
| 宇治 | 吾川郡いの町 |
| 長浜馬場の西 | 高知市長浜 |
| 柳ノ内 | 室戸市室津 |
| 行当 | 室戸市元 |
| 土佐山田 | 香美市土佐山田町 |
| 鏡川 | 高知市鴨部一丁目 |
| 潮江 | 高知市小石木町 |
| 船岡南 | 高知市神田 |
| 桜ヶ丘 | 安芸市桜ヶ丘町 |
| 沖田 | 高知市朝倉 |
| 別所山 | 香南市赤岡町 |
| 日高 | 高岡郡日高村 |
| 元 | 室戸市元 |
| 十津南 | 高知市十津五丁目 |
| 春野 | 高知市春野町内ノ谷 |
| 天神南 | 安芸郡奈半利町 |
| 鏡野 | 香美市土佐山田町神母ノ木 |
| 窪川 | 高岡郡四万十町 |
| 奈半利 | 安芸郡奈半利町 |
| 佐喜浜 | 室戸市佐喜浜町 |

| | |
|------|------------|
| 蒲原 | 南国市岡豊町蒲原 |
| 赤岡 | 香南市赤岡町 |
| 安芸東 | 安芸市川北 |
| 野根 | 安芸郡東洋町 |
| 横浜 | 高知市横浜新町二丁目 |
| 田野 | 安芸郡田野町 |
| 南国 | 南国市小籠二丁目 |
| 中村 | 四万十市中村丸の内 |
| 桜川 | 須崎市押岡 |
| 吉川 | 香南市吉川町吉原 |
| 土佐 | 土佐市蓮池 |
| 清水 | 土佐清水市幸町 |
| 赤岡東 | 香南市赤岡町 |
| 十市 | 南国市緑ヶ丘一丁目 |
| 佐川 | 高岡郡佐川町 |
| 日高東 | 高岡郡日高村 |
| 宿毛 | 宿毛市平田町 |
| 宝永 | 安芸市宝永町 |
| 中村北 | 四万十市安並 |
| 鴨部 | 高知市鴨部二丁目 |
| 奈半利東 | 安芸郡奈半利町 |
| 佐賀 | 幡多郡黒潮町 |

| | |
|------|------------|
| 本山 | 長岡郡本山町 |
| 横浜第二 | 高知市横浜新町一丁目 |
| 田野西 | 安芸郡田野町 |
| 土佐南 | 土佐市蓮池 |
| 吉川西 | 香南市吉川町吉原 |
| 羽根 | 室戸市羽根町 |
| 野根第二 | 安芸郡東洋町 |
| 大方 | 幡多郡黒潮町 |
| 菜生 | 室戸市室戸岬町 |
| 竹島 | 高知市南竹島町 |
| 朝倉 | 高知市朝倉本町一丁目 |
| 羽根第二 | 室戸市羽根町 |

3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
- (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月29日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

高知県住宅供給公社

- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

| 団地名        | 位置                |
|------------|-------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3,352番地2  |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2  |
| 村営住宅国岡団地B棟 | 〃                 |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1,085番地   |
| 村営住宅夢団地    | 高岡郡日高村本村24番地1     |
| 村営住宅清水田団地  | 高岡郡日高村本郷1,604番地11 |
| 村営住宅福良住宅   | 高岡郡日高村下分3,938番地2  |
| 村営住宅鍛冶屋住宅  | 高岡郡日高村下分3,884番地1  |

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容
- (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
  - (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで